

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

備前市立地適正化計画策定等業務委託について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び備前市契約規則（平成 17 年備前市規則第 47 号）第 5 条の規定により告示します。

令和元年 5 月 29 日

備前市長 田原 隆雄

1 業務概要

(1) 業務名

備前市立地適正化計画策定等業務委託

(2) 業務内容

別紙「備前市立地適正化計画策定等業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 4 年（西暦 2022 年）3 月 18 日（金）

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、¥26,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(5) 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合計
支払限度額	9,230 千円 (約 35 %)	10,360 千円 (約 39 %)	6,710 千円 (約 26 %)	26,300 千円

2 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市に対し入札参加資格審査申請を行っている土木関係建設コンサルタントで、有資格者名簿に当該業務に関する部門（都市計画及び地方計画）の登録があること。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に、備前市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領による指名停止措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関する策定業務について、過去5年間に国又は地方公共団体から元請として受注した業務において1件以上の実績を有していること。
- (7) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ウ R C C M（都市計画及び地方計画）

3 参加手続き等

- (1) 担当部局
 - 〒705-8602 岡山県 備前市 東片上126番地
 - 備前市役所 産業部 都市住宅課 都市計画係
 - 電話 0869-64-1834 FAX 0869-64-1850
 - E-mail bztoshi@city.bizen.lg.jp
- (2) 関係資料の交付方法
 - 資料は、全て備前市ホームページ（<http://www.city.bizen.okayama.jp/>）から入手すること。
- (3) 参加表明書の提出期限等
 - ア 提出期限
 - 令和元年5月29日（水）から令和元年6月12日（水）午後5時まで
 - （受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。）
 - イ 提出場所
 - 上記（1）のとおり
 - ウ 提出方法
 - 持参または郵送（郵送の場合は、書留または特定記録郵便により提出すること。）

4 選考方法等

- (1) 第1次審査
 - 担当係において提出書類を確認するとともに審査を行い、5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。
- (2) 第2次審査
 - プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、備前市職員を中心に構成する「備前市立地適正化計画策定等業務委託審査委員会」が審査を行う。

5 審査基準

(1) 第1次審査

「備前市立地適正化計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別紙）1次審査基準による。

(2) 第2次審査

「備前市立地適正化計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別紙）2次審査基準による。

6 審査結果

令和元年7月中旬に書面で通知する。

- ・第2次審査の技術点の合計が一番高い者を本業務の受託候補者とする。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

7 その他

(1) 詳細は「備前市立地適正化計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「備前市立地適正化計画策定等業務委託特記仕様書」によるものとする。

(2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。

(3) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とし、当市はこれを負担しない。